

島原市認知症高齢者等個人賠償責任 保険のお知らせ

1、認知症高齢者等個人賠償責任保険とは

認知症高齢者の人などが、日常生活における偶発的な事故により、他人に怪我を負わせるなどの法律上の損害賠償責任を負った場合に、その被害者に支払うべき賠償金を補償する保険のことで、今回島原市がその保険契約者となり、被保険者（認知症高齢者等）が支払うべき保険料を市が負担します。

2、保険の事前登録の対象となる人

この保険の事前登録には下記①～③の全てを満たす必要があります。

- ①島原市高齢者等SOSおかえりネットワークに登録されている方
- ②島原市に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方
- ③本人が在宅生活（※1）している方

（※1）施設等で生活している人は、この保険に加入できません。

施設等とは、下記のとおりです。

1. 介護保険法に規定する介護保険サービスのうち、施設サービス及び又は地域密着型サービスを利用している方
 - (ア) 施設サービス
（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）
 - (イ) 地域密着型サービス
（認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護）
2. 医療法に規定する病院または診療所に入院している方
3. 次のいずれかの社会福祉施設に入所している方
 - (ア) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障がい者支援施設等
 - (イ) 生活保護法に規定する救護施設又は更正施設
 - (ウ) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム

3、事前登録の申込み

令和3年1月7日から事前登録申込みの受付を開始します。

事前登録を希望する方は、「島原市地域包括支援センター」で、島原市高齢者等SOSおかえりネットワークの登録を行う際に、併せて認知症高齢者等個人賠償責任保険事前登録申請書を提出してください。

4、登録費

年額500円です。

ただし、申請者の属する世帯が住民税非課税の場合は、登録費は無料となります。

5、補償内容

補償金額：1事故あたり最大1億円

※示談交渉サービス付き

（被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合、被保険者に代わって保険会社が示談交渉を行います。）

◎賠償事例としては、次のようなケースが挙げられます。

- ・自転車やシニアカーなどに乗っていて、歩行者にぶつかりケガをさせた場合
- ・店舗等で誤って商品や飾り物などを壊してしまった場合
- ・誤って線路に侵入し、電車を停止させてしまった場合 など

6、連絡・お問い合わせ先

保険の内容・制度等についてのお問い合わせは下記までご連絡ください。

【お問い合せ】

島原市福祉課 地域福祉班

電話：0957-63-1111（内線331）